

上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について

上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成 16 年 6 月 30 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-12	上・下水道関係事務事業の取扱い（その1） について
<p>1 会計方式については、合併後速やかに公営企業会計に統一する。</p> <p>2 水道料金は内税とし、基本水量は 10 m<sup>3</sup> 1,900 円、超過料金は 1 m<sup>3</sup> 230 円とする。 量水器使用料は、13 mm 100 円、20 mm 170 円、25 mm 180 円、30 mm 300 円、40 mm 360 円、50 mm 840 円、75 mm 2,160 円とする。 臨時使用料は、大河内町の例により 10 m<sup>3</sup> 2,850 円、超過料金は 1 m<sup>3</sup> 350 円とする。 その他詳細については、新町発足までに調整する。</p> <p>3 加入分担金については、過去の投資額等を勘案しながら、新町発足までに新たに調整する。</p> <p>4 消火栓設置の費用負担については、地元負担が関係することから十分に協議し、新町発足までに調整する。</p> <p>5 上水道事業及び簡易水道事業計画については、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後において、財政計画に基づきながら適切に施設更新事業を実施するよう調整する。</p>		

平成 16 年 6 月 30 日 (確認) 継続審議